



令和6年度

ショートステイ型及びデイサービス型

産後ケア事業のご案内

妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援の一環として、産後ケア事業の実施が始まります。出産直後で育児に不安がある方、身近にサポートしてくれる方がおらず、ゆっくり休息の取れない状況にあるお母さんと乳児が、施設でご利用いただけるサービスです。

✿対象

志木市に住民登録があるお母さんと赤ちゃんで、以下に当てはまる方

- ・ご家族などから育児・家事の十分な支援が受けられない方
- ・産後に心身の不調や育児不安のある方
- ・産後ケア事業の利用を希望する方で、事業内容にご理解いただける方

注記)

- ・医療行為が必要な方は対象外です。(予防接種以外)
- ・赤ちゃんのみのお預かりはできません。
- ・利用においては施設により1日あたりの定数があります。同日の希望者が多数の場合、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。



✿内容

種類等	ショートステイ型	デイサービス型	
	イムス富士見総合病院	イムス富士見総合病院	恵愛病院 ※1
対象	生後1歳未満 ※3 ※児の離乳食はお持ちください	生後1歳未満 ※3 ※児の離乳食はお持ちください	生後7か月未満 *ハイハイ前の児
自己負担 ※2	1泊2日～(最大3泊4日) 10,000円～	1回3,000円	
利用時間	10:00～翌日16:00	10:00～16:00	
利用回数	1回の出産につきデイサービス型・ショートステイ型合せて7日間まで利用可能(ショートステイ型の場合、1泊2日で2日間扱いになります)		

- ※1 恵愛病院でのご利用は月・木・土曜日のみになります。
- ※2 市・県民税非課税世帯、生活保護世帯は減免措置があります。申請時、課税証明書(非課税証明書)を世帯分、または生活保護受給者証を併せてご提出ください。
- ※3 令和6年7月よりイムス富士見総合病院は対象が生後1歳未満に延長となりました。





✿利用方法

① 相談

原則、利用希望日の2週間前までに、健康増進センターへご相談ください。保健師がお母さんと赤ちゃんの健康状態やお困りごとをお伺いします。

② 申請

健康増進センターへ「産後ケア事業利用申請書」を直接お持ちください。
(申請書はホームページにあります。ダウンロードしてご利用ください。)

③ 利用決定

書類審査後、「利用承認決定通知書兼利用資格者証(以下利用資格者証)」を郵送でお送りします。※「利用資格者証」は産後ケア利用時に毎回ご提示していただきます。大切に保管してください。

④ 利用予約

・ショートステイ(宿泊)型の場合

健康増進センターにご連絡ください。ご希望の宿泊数や日程をお伺いします。詳細についてイムス富士見総合病院から連絡が入り、予約決定となります。

・デイサービス(日帰り)型の場合

利用したい病院(イムス富士見総合病院・恵愛病院)に直接連絡し、予約をお取りください。

イムス富士見総合病院 TEL: 049-251-3060

恵愛病院 TEL: 049-252-2121

⑤ 利用当日

受付は各ご利用時間の10分前からとなります。遅刻や、参加当日のキャンセル等の場合は、病院へお電話でご連絡ください。

ご利用の際には、母子健康手帳と「利用資格者証」を必ずお持ちください。その他、必要なものはメニューによって異なりますので、必ず事前に病院へ確認をしてください。利用料は直接病院にお支払いください。

※「利用資格者証」をお持ちいただかないと志木市の助成を利用することはできません。病院に提示された金額を全額自費でお支払いいただくことがあります。ご注意ください。

⑥ 利用後

アンケートのご記入をお願いいたします。そのアンケートをもとに、必要に応じて、地区担当保健師が引き続き支援していきます。

✿問い合わせ先

志木市健康増進センター TEL: 048-473-3811
月~金曜日 8:30~17:15 年末年始・祝休日休み

